

舞鶴市自治会施設等整備事業費補助金（防犯カメラ整備事業）取扱要領

1. 事業の目的

本事業は、高齢者や子どもの見守り、犯罪抑止等を目的として自治会等が設置を行う防犯カメラについて、補助を行うものです。

2. 補助対象団体

舞鶴市内の自治会等

3. 補助の内容

(1) 補助対象事業

犯罪の抑止等を目的とした防犯カメラの設置事業

(2) 補助額

①補助率

経費の3分の1の額（千円未満切捨て）

②1台の防犯カメラにつき上限5万円。

ただし、1自治会等につき2台までを補助対象とします。

(3) 本事業における防犯カメラの設置に係る要件

①自治会等が、その地域内に設置すること。

②高齢者や子どもの見守り、犯罪の抑止、体感治安の向上のため特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、昼夜を通して録画すること。

③道路、公園、その他の公共の場所を中心（撮影する画像面積の概ね2分の1以上）に撮影すること。

※撮影範囲に個人宅がやむなく入る場合は、同意を得てください。

※マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的の設置は対象外。

④防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を明確かつ適切な方法で表示すること。

⑤管理等のために一時的に画像を確認する目的以外において、画像の閲覧ができないようにすること。

※常に画像がモニターに映されている等のカメラは対象となりません。

⑥京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン（※）」に基づき、管理運用規程を定めること。※府ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kyoto.jp/anshin/1170044790358.html>

⑦防犯カメラを設置することについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合は、当該権利を有するものを含む。）の同意を得ること。

⑧防犯カメラを設置することについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可等を受けること。

(4) 補助対象経費

- ①カメラ、録画装置、中継器その他の防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費
- ②ケーブル、設置を示すプレートその他の防犯カメラ設置に必要な工事費を含む経費
※電気代や修理費等の維持管理費は対象となりません。

(5) その他

補助により設置した防犯カメラは少なくとも5年間は、適切に管理してください。添架や占用している場合は、許可権者に従って撤去するまで適切な管理が必要です。なお、本補助金を利用して設置された防犯カメラについては、その設置場所等を関係機関に情報提供する場合がありますので、ご了承ください。

4. 設置に係る許可関係の相談・申請先

私道・私有地の占用について	各土地所有者	—
建物や電柱等の構造物への添架について	各所有者	—
府道の占用について	中丹土木事務所 施設保全課	0773-42-8764(代)
市道の占用について	土木課	0773-66-1053(代)
公園内の設置について	土木課	0773-66-1053(代)

5. 申請の流れ

①市民協働推進課へ相談

整備内容がわかる資料（見積書、設置箇所の写真等）を持って、市民協働推進課にご相談ください。

②現地確認の立会と補助金申請書類の受取

- ・補助金申請前に職員が現地確認を行いますので、立会をお願いします。
- ・現地確認時に補助金交付申請書をお渡しします。

③補助金交付申請書の提出

申請書には、下記の書類を添付してください。

- (1)事業実施計画書
- (2)収支予算書（見積書等を添付すること）
- (3)複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（複数事業者からの見積書など）
- (4)防犯カメラの仕様分かる資料（仕様書、カタログなど）
- (5)配置図（防犯カメラの設置場所分かる図面）
- (6)付近見取図（内容が分かれば、(5)と(6)の兼用も可）
- (7)防犯カメラの設置場所の現況写真
- (8)その他別に定める書類

④補助金の交付決定と事業の着手

必ず交付決定を受けてから事業に着手してください。

※設置に係る同意書・許可書は取得次第、速やかに提出してください。

⑤事業終了

必ず3月末までに事業を終了してください。

※3月末までに終了しない場合、補助金のお支払いが出来ません。

⑥事業終了報告

事業終了後、速やかに提出してください。

報告書には、下記の書類を添付してください。

- (1)防犯カメラの設置に係る領収書、その他事業者に支払いしたことを証する書類
- (2)防犯カメラを設置する事業に関する決算書及び事業総額、経費の内訳が分かる請求書等の写し
- (3)防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置及びプレートなど）
- (4)撮影された画像
- (5)防犯カメラの管理運用規程

⑦補助金の確定

補助金額の確定通知が届きます。

⑧補助金の交付

補助金をお支払いします。

～お問い合わせ～

舞鶴市市民協働推進課（本館2階）

TEL : 0773-66-1073

FAX : 0773-62-9891

メール : community@city.maizuru.lg.jp